

～日本赤十字社の会員・協力会員を募集しています～

日本赤十字社の国内災害救護をはじめとしたさまざまな活動は、皆様からの活動資金（会員・協力会員の方々の会費と一般の方々からの寄付）によって成り立っています。

活動を継続していくにあたりまして、おひとりでも多くの方に会員・協力会員になっていただけるようお願いしています。

新たに会員・協力会員になっていただける方は申込書にご記入をお願いいたします。

日本赤十字社 新規会員加入申込書

区 組

番号	ふりがな 氏名	ふりがな 世帯主名	会費額			備考
例	にっせき たろう 日赤 太郎	にっせき いちろう 日赤 一郎	500 その他()	1,000	2,000	
"	にっせき ふくこ 日赤 福子	にっせき さぶろう 日赤 三郎	500 その他()	1,000	2,000	
"	にっせき じろう 日赤 次郎	にっせき はなこ 日赤 花子	500 その他()	1,000	2,000	
1			500 その他()	1,000	2,000	
2			500 その他()	1,000	2,000	
3			500 その他()	1,000	2,000	
4			500 その他()	1,000	2,000	
5			500 その他()	1,000	2,000	
6			500 その他()	1,000	2,000	
7			500 その他()	1,000	2,000	
8			500 その他()	1,000	2,000	
9			500 その他()	1,000	2,000	
10			500 その他()	1,000	2,000	

※区でとりまとめ、12月20日（火）までに健康介護課健康づくり係地域サポートセンターゆいへご提出をお願いいたします。



赤十字会員・協力会員になりませんか？



～ 赤十字ってなんだろう？ ～

赤十字は、災害や紛争などで苦しむ世界中の人々の救護や復興支援活動を行う団体です。現在、世界で180以上の国と地域に広がり、9000万人以上の人々がその活動を支えています。

平成23年3月11日14時46分に発生した東日本大震災地震では、即座に災害対策本部を設置し、被災地に職員を派遣しました。また、平成29年7月九州北部豪雨では、救護班の派遣や災害救援物資の送達を行っています。

人間が人間らしく生き、平和で健やかな暮らしを維持するために、国境、宗教、人種を超えてあらゆる努力をつくすのが赤十字の使命です。

**一人ひとりの力が集まれば、世界はもっと幸せになる。
世界に人々の苦痛がある限り、日本赤十字社は人道の名のもとに行動し続けます。**

【Q1】 会員と協力会員の違いは何ですか？

会員は、「日本赤十字社の目的に賛同し、支援してくださいの方」で、会費として年額2,000円以上のご協力をいただくことにより、個人、法人を問わず、どなたでも加入することができます。赤十字会員加入のご意思を確認させていただき、加入の希望をされた方が会員となります。会員の方には日本赤十字社の広報誌などを送付させていただきます。また、会員の方には以下の権利があります。

- 日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。
(ただし法人会員には被選挙権がありません。)
- 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。
(公告をもってこれに代えることができます。)
- 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

協力会員は、「活動資金としてご協力いただく幅広い支援者」で、一時の寄付を含め目安として年額500円以上ご協力いただく個人、法人の皆様が対象となります。

【Q2】 毎年会員・協力会員を

日本赤十字の活動は、皆様からの活動資金（会員・協力会員の方々の会費と一般の方々からの寄付）によって成り立っています。活動を継続していくにあたりまして、おひとりでも多くの方に会員・協力会員になっていただけるようお願いしています。

【Q3】 税金の控除はありますか？

日本赤十字社に対して、2,001円以上の寄付（活動資金を納める）をすると税金控除（所得税）の対象となります。他の寄付とあわせて2,001円以上の場合も対象となります。申告用受領証の発行をご希望の方は、問い合わせ先にご連絡ください。

【Q4】 会費を納めると表彰されますか？

毎年会費を2,000円以上納められている方で2万円を1回または数回に分けて納められた場合、特別社員の称号と陶器門標、バッジを贈呈します。また、活動資金の累計額が10万円以上の方に対して支部長表彰状（感謝状）を、20万円以上の方に対して銀色有功章（陶器門標、楯、略章）、50万円以上の方に対して金色有功章（陶器門標、勲章、章記、略章）を贈呈します。

【Q5】 会費は毎年納めるのですか？

赤十字の事業は、継続的に行うことが必要な事業です。このため、会員の皆様からの継続的なご支援によって支えられています。会員への加入や退会をご本人の自由意思によるものであり、強制的なものではありません。

日本赤十字社に関する問い合わせ先

日本赤十字社古賀市地区(古賀市保健福祉部健康介護課内) (092)941-6809